

令和7年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月3日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書 (令和6年度豊頃町一般会計予算)
日程第 5		令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第 6	議案第27号	令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第28号	令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第 8	議案第29号	令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算 (第1号)
日程第 9	議案第30号	令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算 (第1号)
日程第10	議案第31号	豊頃町課設置条例の一部改正
日程第11	議案第32号	豊頃町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第12	議案第33号	工事請負契約の締結（林業生産基盤整備道二宮線開設工事）
日程第13	議案第34号	工事請負契約の締結（大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事（地盤改良））
日程第14	議案第35号	工事請負契約の締結（湧洞地区配水管布設替工事（その1））
日程第15	議案第36号	物品の取得
日程第16	同意案第3号	豊頃町副町長の選任
日程第17		請願の委員会付託
日程第18		陳情の委員会付託
日程第19		休会の議決

◎出席議員（８名）

1 番	小笠原 玄 記 君	2 番	後 藤 孝 夫 君
3 番	岩 井 明 君	5 番	藤 田 博 規 君
6 番	大 崎 英 樹 君	7 番	大 谷 友 則 君
8 番	坂 口 尚 示 君	9 番	中 村 純 也 君

◎欠席議員（１名）

4 番 杉 野 好 行 君

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田	武 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君	
教 育	長	中 川 直 幸 君	
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君		
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君		
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君		
企 画 課 長	小 野 直 人 君		
住 民 課 長	加 藤 さ お り 君		
福 祉 課 長	鎗 木 政 洋 君		
産 業 課 長	齋 藤 学 君		
施 設 課 長	山 崎 勝 巳 君		
会 計 管 理 者	大 長 根 典 子 君		
農 業 委 員 会 事 務 局 長	林 谷 一 徳 君		
教 育 委 員 会 教 育 課 長	森 直 史 君		
総 務 課 参 事	江 口 孝 君		

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 田 良 則 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和 7 年第 2 回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山田事務局長。
- 山田議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4 番杉野好行議員から本日の議会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より令和 7 年 2 月から令和 7 年 4 月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。
なお、報告書はお手元に配付のとおりであります。
また、教育委員会より令和 6 年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。
以上です。
- 中村議長 これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和 7 年第 2 回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。
1 点、農作物の生育状況についてでございます。
秋まき小麦は、融雪が平年より 4 日遅い 3 月 29 日で、起生期は平年より 7 日遅い 4 月 5 日でした。また、幼穂形成期は平年より 2 日遅い 5 月 2 日でした。圃場間差が

見られるものの、全体的に順調に生育しております。

馬鈴薯は、植付作業は断続的な降雨の影響もあり、平年より 8 日遅い 5 月 6 日に始まり、平年より 5 日遅い 5 月 16 日に終了しています。

豆類は、播種作業は大豆で平年と同じ 5 月 16 日に始まり、播種終わりは平年より 1 日遅い 5 月 24 日となりました。小豆は、平年より 4 日遅く 5 月 22 日に始まりしました。

甜菜は、直播の播種作業は平年より 6 日遅い 4 月 28 日に始まり、降雨の影響もあり、平年より 8 日遅い 5 月 12 日に作業が終了しました。出芽期は平年より 8 日遅い 5 月 18 日でした。

牧草は、萌芽期は平年より 1 日遅い 4 月 11 日でしたが、草丈は平年並みとなっており生育は順調に推移しています。

飼料用とうもろこしは、播種期は平年より 1 日遅い 5 月 15 日であり、生育は順調に推移しています。

本年は、4 月の積算降水量が平年の 241 パーセントと多く、作業の遅れが発生しました。

引き続き、今後の生育状況に注意しつつ、関係機関と連携し事業の推進に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで行政報告は終わります。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番大谷友則議員及び 8 番坂口尚示議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 6 日までの 4 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6 月 6 日までの 4 日間に決定しました。

◎ 委員会報告第4号

●中村議長 日程第3 委員会報告第4号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第4号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和7年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

2、調査期日。

令和7年5月29日。

3、調査の経過。

(1) 令和7年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和7年5月27日召集告示のあった令和7年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、5月29日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

「豊頃町議会委員会条例」及び「豊頃町議会の個人情報の保護に関する条例」の一部を改正する必要があるため、同日の委員会において、検討及び協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和7年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月6日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和7年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、請願書の取扱いについては、令和7年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

エ、陳情書の取扱いについては、令和7年第1回定例会閉会後に受理したものは4件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきものの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきものの1件、その他1件については議員配付にとどめるものとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月3日に開催するよう日程を調整した。

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。

ア、議員発議により「豊頃町議会委員会条例の一部改正」及び「豊頃町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正」に関する議案を定例会2日目の6月5日に提出することとした。

以上。

●中村議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

◎ 報告第1号

●中村議長 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書15ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書（令和6年度豊頃町一般会計予算）について説明いたします。

令和6年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰越して使用することのできる繰越明許費につきましては、令和7年第1回議会臨時会及び令和7年第1回議会定例会において可決いただいておりますが、令和7年5月31日、令和6年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容については、16ページをご覧ください。

3款民生費において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金給付事業（住民税非課税世帯分・令和6年度国補正分）、4款衛生費において、出産・子育て応援交付金システム改修事業、5款農林水産業費において、道営農地整備事業及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金事業、7款土木費において、幌岡第3幹線改良舗装工

事及び幌岡西2線改良工事、8款消防費において、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事及び津波救命艇整備事業、計8事業、2億7,849万3,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、ご報告いたします。

●中村議長 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告済みとします。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

●中村議長 日程第5 令和7年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

はじめに、令和7年度町政執行方針について説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 令和7年度町政執行方針を述べさせていただきます。

1 ページをお開きください。

1、はじめに。

私は4月の豊頃町長選挙におきまして、町民の皆様のご支持、ご支援をいただき、引き続き町政を担わせていただくことになりました。

令和3年の初当選以来、町民の皆様からの負託に応えるべく、この4年間、全力で諸施策に取り組んでまいりましたが、更なる本町の発展のため、町民の皆様とともに、心新たに町政運営に取り組む決意であります。

今後も、本町の基本理念であります「報徳のおしえ」を基盤として、やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころを目指し、町民の皆様との対話を大切に、安心して暮らせるまちづくりの実現を力強く推し進めてまいります。

ここに、令和7年豊頃町議会第2回定例会の開会に当たり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2、町政執行の基本姿勢。

本町は、報徳のおしえに基づく先達の開拓の偉業に学び、先輩諸氏の弛まぬ努力により幾多の困難を乗り越え、今日の繁栄を享受していることに、畏敬の念を抱き、改めて心から感謝申し上げるところであります。

我が国の経済情勢は、緩やかに回復しているとする一方で、アメリカの通商政策、物価上昇の継続、金融資本市場の変動等の影響に注意が必要であると指摘されており

ます。

政府は、総合経済対策の基本的考え方として、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服、国民の安心・安全の確保を3本の柱に掲げ、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を目指すとしております。

社会構造や財政構造が大きく変革する中、地方においては、急速に進展する少子高齢化や人口減少など、課題が山積しております。このことは本町においても同様であり、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」に基づき課題を解決しながら、活力のある将来にわたって持続可能な自治体運営を行わなければなりません。

私は、こうした時代だからこそ、一人でも多くの皆様の声に耳を傾け、我が町の将来像を示し、確かな展望を持ちながら、一人も取りこぼすことなく、町民の皆様が安心して育ち、学び、働き、もっと元気に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進。

(1) 快適で魅力あるまちづくり

進行する少子高齢化、人口減少など本町の現状と課題を踏まえ、町民の生活基盤の向上と安心・安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

道路網の整備については、幹線道路及び地域の基幹的道路を計画的に整備推進してきたところであります。本年度においては、幌岡第3幹線及び幌岡西2線の改良舗装並びに長寿命化計画に基づく橋梁の補修を継続して実施してまいります。

また、住民生活や産業活動に支障を来たすことがないように、町道の維持補修、冬季における除排雪など引き続き適切な町道維持管理に努めてまいります。

コミュニティバスは、通学や通院、買い物等、利用者の生活に必要不可欠な地域公共交通として機能しています。一方、人口減少、少子高齢化社会にあって、利用者のニーズは多様化、複雑化しており、公共交通を取り巻く環境は、高齢者を中心とした交通弱者個々の利便の確保という課題も存在しています。

今後、町民の声を反映した交通体系の実現を目指して、持続可能な新しい交通体系の検討を継続して進めてまいります。

行政情報化の推進については、新しい情報をより早く、多くの町民の皆様にお届けするためホームページや情報発信ツールにより町の出来事などを随時発信しており、地区別のごみ収集日や防犯情報など、町民の皆様の日常生活に役立つ情報を引き続き配信していくとともに、町内外を含め更なる利用者の増加に努めてまいります。

また、国の交付金を活用しながら、公共ポイントシステムや水道検針業務のデジタル化をはじめ、行政の基幹システムにおいて、国のガバメントクラウドを活用した標

標準拠システムへの完全移行を進め、積極的にデジタル技術を活用し町民サービスの利便性の向上及び行政業務の効率化に取り組んでまいります。

消防・防災対策については、大津地域をはじめとする町内各地域における避難訓練及び職員の災害対応訓練を実施するほか、全町的な自主防災組織の立ち上げを目指し、防災意識の向上に努めてまいります。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波の発生に備え策定した津波避難対策緊急事業計画に基づき、令和5年度から2か所の津波緊急避難場所に通じる避難路の整備に着手しており、大津地域の多様な避難路の確保に努めてまいります。

さらに、建築から51年を経過した豊頃消防署庁舎について、令和5年度に実施した耐震診断の結果、庁舎全体の耐震性が懸念されることから、令和8年度末を期限として消防庁舎改築設計委託業務計画を推進するなど、今後も防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策については、各関係機関と協力、連携を図りながら、第11次豊頃町交通安全計画に基づいた期別ごとの運動を展開するとともに、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努め、交通死亡事故ゼロの維持を目指してまいります。

また、自転車の安全利用及びヘルメット着用を推進する対策に取り組んでまいります。

防犯対策については、近年多発するSNSを利用した特殊詐欺や高齢者を狙った強盗事件など、多様化する犯罪被害を未然に防止するため、町広報紙やLINEを活用した情報提供と啓発に努めるとともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果のある電話録音装置の設置推進など、安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

住宅環境の整備については、ドリームタウン団地の屋根、外壁の塗装を行い住宅の長寿命化を図ります。また、茂岩栄町A団地は、ユニットバスの設置、天井断熱補強、内窓サッシ取付など、居住性向上及び脱炭素社会対応を目的とする個別改善工事を行い、町民が安心して暮らせる住環境の整備を実施いたします。

空家等の対策については、令和6年10月に策定した「第2期豊頃町空家等対策計画」に基づき、空家等の利活用の促進、発生予防・適正管理の啓発、老朽空家等の除却の促進を3つの柱に掲げ、住環境の保全と安全・安心な暮らしの実現のため環境整備を進めます。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業において、老朽化した配水管の更新を目的に、湧洞地区配水管布設替工事を実施するなど、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。また、ICTの活用による水道DXの推進施策の一つとして、水道スマートメーターを導入し、水道利用者における使用量の見える化などの利便性向上、遠隔検針による水道検針業務の効率化による二酸化炭素排出抑制を図

り、本町におけるカーボンニュートラルの取組を合わせて実施してまいります。

公共下水道事業については、下水道ストックマネジメント計画に基づき茂岩下水浄化センターの施設改築更新工事を実施するとともに、マンホール及び下水道管渠の適切な維持管理に努めてまいります。また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置に対し、継続して助成してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、本町の廃棄物処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行うとともに、ごみ減量化の意識が高まるよう啓発に努め、リサイクルを主とした循環型社会の構築を進めてまいります。

また、十勝圏複合事務組合による新中間処理施設の令和10年4月供用に向け、構成市町村と連携し円滑に事業を推進してまいります。

カーボンニュートラルに向けた取組については、私たちのまち豊頃、河川や緑豊かな自然を有し、伝統や文化など人々を魅了する地域資源に恵まれたまちです。先人から引き継がれた豊かな環境とともにまちの持続的な発展に向けて、町民の皆様とともに地域特性を生かしたまちづくりを進めてまいりました。

近年、地球温暖化による気候変動の影響は、気象災害の頻発だけでなく、作物の生育やあらゆる生態系への影響が懸念されるなど、間接的に町民の生活に影響をもたらしています。

このことから、私たち一人ひとりが今まで以上に地球環境に強い危機感を持ち、脱炭素への取組を強化し、豊頃の豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、令和6年3月「ゼロカーボン宣言」をいたしました。

本年度は、カーボンニュートラルに対する理解を深めるためのセミナーの開催や、温室効果ガス排出量の削減を前進させるため、住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備の設置並びに電気自動車等の購入に対する支援事業に加え、エアコンや冷蔵庫など省エネ家電への買換え支援事業を実施いたします。

さらに、行政機関の温室効果ガス排出量の削減の取組として、庁舎議場や保健センターのLED化を図るなど、町民と一体となって脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

公園緑地の整備については、公園遊具の点検整備を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、茂岩山自然公園をはじめとする各公園の利用者増加に繋がる環境整備を図っていきます。

移住・定住対策については、本町の住民基本台帳における人口の推移は、令和7年4月末現在、去年同期との比較で75人減の2,829人であり、2.6パーセント減少しております。

そうした人口減少問題そして少子高齢化に対応するため、人口の町外流出抑制に繋げる移住・定住対策として、バランスのとれた子育て支援策と併せ、町内で新築住宅や中古住宅を取得する方に対する助成や、町内から町外への通勤者に対する通勤助成などを継続してまいります。

また、茂岩栄町分譲地は6区画中5区画が、豊頃南町は全2区画が成約に至っており、今後も住宅建設を促進するため、未活用となっている町有地等の分譲を積極的に実施してまいります。

（２）豊かな資源を活かしたまちづくり。

農業を取り巻く状況は、気候変動による栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢化に伴う農業従事者の減少など課題が山積する中、国では令和6年に「食料・農業・農村基本法」が改正され、生産基盤の強化、食料自給率の向上を通じ環境の変化に対応するための政策を進めています。本町においては、国の政策と連動しながら、農林水産業が抱える課題に取り組む必要があります。

畑作では、湿害対策として道営土地改良事業や緊急農地基盤整備事業等を継続して取り組み、さらに、安骨地区における農地盤上げ事業を実施し、湿害に強い生産基盤体制の強化を確立してまいります。

また、豊頃町農業委員会と連携し、農業経営基盤強化促進法による農地の面的集積を進めるとともに、新たな担い手の確保やスマート技術を活用した農作業の効率化と農作物の食害等に対する鳥獣被害防止対策事業を実施するなど、安定した生産量を確保し、持続可能な地域農業に向けた取組を進めてまいります。

畜産業においては、近年発生の相次ぐ家畜伝染病について、ワクチン接種を中心とした予防体制の充実を図るとともに、家畜保健衛生所等関係機関と連携しながら対応し、引き続き家畜疾病対策事業を実施してまいります。

畜産経営・維持に関しては、畜産基盤の整備を図るため公社営事業畜産担い手育成整備事業を継続して実施するとともに、畜産・酪農収益力強化整備事業（クラスター事業）により、生産性の向上に向けた取組を支援してまいります。

さらには、令和9年に十勝で開催される全国和牛能力共進会に向け、豊頃町和牛生産改良組合による飼養管理技術の向上に向けた生産改良事業を支援してまいります。

林業振興については、本町の森林資源は町民の生活や産業に密接に結びついていることから、豊かな森づくり推進事業や森林環境譲与税の活用により、一般民有林の森林整備を推進し森林資源の維持増進を図るとともに、急傾斜地崩壊危険箇所の土砂流出防止を目的とする小規模治山事業を行い、山地災害防止を図ります。

町有林においては、ドローンを活用して効率的かつ計画的に森林整備を実施するとともに、温室効果ガスの吸収量を森林クレジットとして国などが認証する制度である

J-クレジットに取り組んでまいります。

また、道営林道事業により避難路としての活用も期待される林道を整備し、森林整備の基盤づくりを推進してまいります。

エゾシカなどの鳥獣対策については、猟友会の協力を得ながらドローンを活用して効率的な有害鳥獣捕獲活動を行い、被害の抑制に努めるとともに、ヒグマの出没が多くなっていることから、町民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

漁業振興については、本町の主要漁業であるサケ定置網の深刻な不漁が続いており、漁業経営をひっ迫する事態となっております。令和3年9月に道東太平洋沿岸で発生した赤潮の影響により、同年の十勝川への遡上不振と放流稚魚の不足が生じたことから、主群である4年魚が来遊する令和7年の漁期には更なる漁獲の減少が危惧されています。引き続き赤潮の発生動向に注視するとともに、孵化放流事業の強化に積極的に取り組み、早期の漁獲の回復に向け支援してまいります。

大津漁港では衛生管理施設整備が進められており、令和6年度には荷捌き所前面の岸壁側に屋根施設が完成いたしました。今年度から荷捌き所後面の道路側屋根施設が整備される計画であり、衛生管理施設の完成による漁獲物の品質向上と魚価の向上に向け、引き続き漁港の整備を国に要請してまいります。

また、漁港の防災・減災対策においては、船揚場の嵩上げ工事が完了し、関連施設の整備を進めているところですが、今年度は嵩上げした船揚場で漁船を移動させるためのシップキャリアの保管施設が整備されることから、漁業地域の防災・減災対策を進め、より安心安全な操業体制の確立を目指してまいります。

商工業の振興については、地元消費の拡大と地域経済の活性化を図り、近年の物価高騰による町民の皆様の消費の下支えを目的にプレミアム付商品券発行事業を継続して実施してまいります。

また、商店街では経営者の高齢化や後継者問題等により、空き店舗等の存在が商店街の一連の街区形成を難しくしており、周遊性や活気が低下するだけでなく、車を持たない高齢者等が必要な食品や日用品の買い物が困難になることから、町民の皆様が安心して暮らせる町づくり実現のため、商工会と協力し店舗持続のあり方や中心商店街の再構築など、知恵を出し合い環境整備のための具体的な方策の検討を実施してまいります。

報徳のおしえで繋がる自治体連携の一つである互産互生事業については、地域商社や物産直売所を中心に、姉妹都市である福島県相馬市そして茨城県筑西市との物販交流を基軸に取り組んでまいりました。今後は、他の自治体も含め、互産互生の原点であるお互いの地域にない産物や技術などを相互に提供し合い、経済活動や人的交流の

中から新たな価値を創造するための取組へと発展させ、地域の活性化のため事業を進めてまいります。

観光の振興については、本町の観光資源である「はるにれの木」や「ジュエリーアイス」への昨年度の観光客入込数は、2万2,148人で、対前年度比6パーセント、1,253人増加しており、回復傾向にあることから今後も伸びていくものと見込まれます。

今後、より一層観光客と地域住民の生活環境の調和を図るため、環境整備や観光マナーの啓発に努めるとともに、デジタル技術を活用した観光コンテンツの充実と持続的な観光を目指してまいります。

（３）躍動感あふれる人づくり。

本町は、東京学芸大学と教育を柱とした「関係人口」の拡大を目指して令和3年度に連携協定を締結しており、今年度も引き続きお互いの経営資源を相互活用し、地域間交流を進めてまいります。さらに、地域おこし協力隊員を招致し、地域課題の解決と町が進める地方創生の加速化に取り組んでまいります。

また、姉妹都市との交流については、福島県相馬市・富山県滑川市との少年親善使節団による派遣・受入れ事業や、町制施行60周年を記念した相馬市訪問団ツアーの実施について、町交流協議会と連携しながら取り組んでまいります。

教育においては、本町の教育大綱が令和7年3月に改定され、今年度から新たな計画期間を迎えますが、教育大綱の目標である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進し、総合教育会議を通じ教育委員会と連携して教育行政に取り組んでまいります。

学校教育においては、生きる力と豊かな心を持った子どもを育てるため、「報徳のおしえ」を系統的に学び続けることで持続可能な社会の作り手となる「知・徳・体」のバランスのとれた逞しい子どもを育てる環境整備を進めてまいります。

社会教育においては、人生100年時代を迎え、譲る心で共に学び支え合い、町民一人ひとりが幸せや生きがいを感じながら生涯にわたって学び続け、その学習成果を学校や地域に還元するなど、充実した生活を送ることができるよう、本町の特色ある自然や歴史などの教育資源を活かした学習機会の提供や拠点施設の整備に努めてまいります。

（４）健康で心ふれあうまちづくり。

子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、「第2期豊頃町地域福祉計画」により、心が通うやさしい福祉施策を展開するとともに、健康な生活が営めるよう保健・医療サービスの充実を図ってまいります。

子育て支援については、少子化や核家族化の進行に加え、いじめや貧困、虐待といった社会的課題が子どもたちの健やかな成長に影響を及ぼしている現状を踏まえ、本年３月に策定した「第３期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育と保育の提供体制の充実を図り、全ての子どもが安心して成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

保育については、保育所・学童保育所における保育の質と機能の向上に努めるとともに、感染症対策や事故防止など、安全・安心な保育体制の確保を進めてまいります。

茂岩保育所・学童保育所においては、保護者の多様な働き方に対応し、子育てと就労の両立を支援するため、閉所時間を３０分延長して午後６時３０分まで開所することとしました。今後も、家庭のニーズに寄り添った柔軟な保育サービスの提供に努めてまいります。

現在、保育所で運用中の保育ＩＣＴシステムについては、引き続き有効に活用し、保護者の利便性の向上、業務の効率化や職員の負担軽減、更には関係者間の情報共有の円滑化を図ってまいります。今年度は学童保育所にも導入し、保育現場全体でのＩＣＴ活用を進めてまいります。

また、施設整備については、遊戯室の放送設備更新や暖房設備の計画的な改修を行い、より快適で安全な保育環境の整備に努めてまいります。

「ことばの教室」については、職員の相談支援専門員の資格取得により有資格者が増えたことで、子供たち一人ひとりに応じた専門的で丁寧な指導と相談支援の提供体制が充実しました。今後も、引き続き早期発見・早期療育の視点を大切にし、保護者と連携しながら、安心して通える教室運営に努めてまいります。

「子育て支援センター」については、保護者の育児や発達に関する不安の軽減や孤立感の解消のため、引き続き交流や相談の場を提供するとともに、関係機関や関係部署との連携を更に強化し、地域全体で子育てを支える体制づくりに努めてまいります。

さらに、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、子育て世代の経済的負担の軽減及び定住促進を図るため、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金などの各種給付を継続して実施するとともに、これらの支援制度については、支援を必要とする時期や内容に応じて、より柔軟に支援ができるよう制度の見直しを進めてまいります。

また、妊婦健診費用や不育症治療への助成に加え、先進医療を含む不妊治療費への助成を引き続き行うとともに、子ども医療費の高校修了までの無料化、新生児聴覚検査の公費負担、ひとり親家庭への医療費助成を継続し、全ての子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

子育て世代包括支援センターについては、相談体制の強化を図り、妊娠・出産・育児の各段階を通じて切れ目のない支援が行えるよう体制整備を進めており、今後もこうした支援がより身近で確実に届くよう努めるとともに、妊婦のための支援給付事業や、出産後の不安や体調の変化に対応する「産後ケア事業」を継続して実施し、安心して子育てができる環境の充実に努めてまいります。

あわせて、相談の入口を一本化し、より包括的かつ専門的な支援体制を実現するため、こども家庭センターの設置に向けた準備を進め、誰もが安心して子育てできる地域づくりを目指してまいります。

高齢者対策については、全国的に団塊の世代が後期高齢者となる2025年を迎え、本町においても高齢化の傾向は続いており、令和7年4月末現在の高齢化率は41.8パーセントとなっております。

こうした状況を踏まえ、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、生活支援などの各種サービスを、関係機関と連携しながら着実に推進してまいります。

あわせて、高齢者一人ひとりの健康状態や生活機能に応じた保健指導や介護予防の取組を一体的に進め、健康寿命の延伸と要介護状態の予防に努めてまいります。

介護保険事業については、地域包括支援センターを中心として多様な関係機関との連携を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で社会とのつながりを持ちながら暮らし続けられるよう、きめ細やかな支援に努めてまいります。また、複数の職種による情報共有と協働を通じて、個別支援の質の向上と地域課題の解決を図る「地域ケア会議」を引き続き開催し、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

さらに、地域における支え合い体制の構築を目的とした生活支援体制整備事業を継続するとともに、「認知症初期集中支援チーム」による早期の対応支援を強化し、認知症の方やその家族の不安を軽減する支援と併せ、見守り活動や日常生活支援など、地域に根ざした支援事業を継続して取り組んでまいります。

障がい者（児）福祉については、全ての障がいのある方が安心して地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき、地域全体で支え合う仕組みづくりを、関係団体や関係機関と連携して進めてまいります。

また、障がいのある方の自立支援や、障がいのあるお子さんの発達支援を充実させるため、「豊頃町障がい者相談支援事業所」を中心とした相談・支援体制の強化を図り、指定計画相談支援等の的確で円滑な提供に努めてまいります。

国民健康保険事業については、北海道が中心的な役割を担い、制度の持続可能性と

財政の安定化に向けて、医療費の適正化や事務の広域化、効率化が進められているほか、生活習慣病の予防をはじめとした健康づくり施策も推進されており、町としましても、町民の健康保持と医療費の抑制の両立に積極的に取り組んでまいります。

また、北海道が目指す令和12年度の国民健康保険制度の統一保険料に向けて、急激な負担増を緩和するため、引き続き基金の活用等による軽減措置を講じながら、段階的な国民健康保険税の見直しを進めてまいります。

なお、昨年12月に紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」への一本化が実施されました。現在は、マイナ保険証による受診が標準となっておりますが、マイナンバーカードを取得していない方や、保険情報と紐づけられていない方には「資格確認書」を交付する対応を継続しています。今後も、制度への円滑な移行と、被保険者が不利益や混乱を受けることのないよう、丁寧な周知と対応に努めてまいります。

マイナ保険証の利用においては、本町では自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システムを活用し、医療費助成制度の受給資格情報をマイナ保険証と連携させる取組を進めていきます。これにより、乳幼児等医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の対象者は、情報連携システムに対応した医療機関や薬局において、マイナ保険証1枚で受診が可能となります。今後もマイナ保険証の利用促進を通して、医療の質の向上や診療情報の連携強化、受診時の利便性向上などに努めるとともに、デジタル化に不安を抱える方には丁寧な周知とサポートを行いながら、誰もが安心して医療サービスを受けられる環境づくりを進めてまいります。

保健事業については、引き続き「第2期豊頃町健康増進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、全ての世代がその時々に必要な健康支援を受けられるよう、切れ目のない取組を進めてまいります。町民一人ひとりが、よりよい生活を送り、元気に長く暮らせることを目指して、日常生活に寄り添った情報提供や支援を行ってまいります。

成人期においては、「第3期データヘルス計画」と「第4期特定健康診査等実施計画」を一体的に推進し、健診結果や医療データを活用して生活習慣病の予防や重症化の防止に効果的な取組を進め、特定健診の受診率を高めるとともに、糖尿病の重症化予防や、メタボリックシンドロームなどの生活習慣病予防に力を入れ、町民の健康を守り、医療費の抑制につなげてまいります。

高齢期においては、介護が必要となる前の段階から、地域の集まりや活動の場を通して健康づくりを促進するほか、栄養状態が悪くなりやすい方や健康状態が分からない方へ個別の支援を行い、重症化を防ぎながら、自立した生活を続けられるよう支援

してまいります。こうした取組を関係機関と連携しながら進め、誰もが生き生きと暮らせるまちを目指してまいります。

また、帯状疱疹ワクチンについては、今年度から国の定期接種に位置付けられましたが、接種費用が高額であることを踏まえ、引き続きワクチン接種に対する助成を継続し、町民の健康維持と経済的負担の軽減、さらには医療費の抑制に努めてまいります。

町の保健事業の中心となる保健センターは、乳幼児健康診査や「わんぱく広場」（母子の健康相談）、巡回ドック、保健指導など多くの町民の健康を支える場です。今年度は、これまで段階的に進めてきた照明設備のLED化について、未実施であった一部の照明の更新を行い省エネルギー化と施設の安定した明るさ、安全性の向上を図るとともに、老朽化が進んでいる暖房設備の計画的な更新を進め、町民の皆様が安心して利用できる快適な施設環境の整備に努めてまいります。

町立豊頃医院及び大津診療所においては、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して医療を受けられるよう、引き続き安定した医療体制の確保に努めてまいります。

昨年度、指定管理期間が終了した地域医療振興協会とは、引き続き指定管理者として豊頃医院の管理運営をお願いしており、今後も質の高い医療サービスの提供に連携して取り組んでまいります。また、本年4月には常勤医として中村晃医師が着任し、豊頃医院の院長として長く地域医療に従事する意向を示されており、町民の皆様にとって大きな安心につながるものと受け止めております。町としても医療提供体制の一層の安定と充実に向けて取り組んでまいります。

今後は、町民の皆様が身近な医療機関で健康管理を行えるよう、豊頃医院と協力しながら、予防や早期発見が可能な医療サービスの提供体制を更に強化してまいります。

町立歯科診療所においては、歯科用エックス線撮影装置の更新を実施し、適切な診断体制の維持を通じて、口腔の健康保持と予防歯科の推進に取り組んでまいります。

町民の健康と命を守るため、これからも施設整備や医療体制の強化を着実に進め、持続可能な地域医療の確立を目指してまいります。

（５）みんなが力を合わせるまちづくり。

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政がともに支え合いながら、地域主体のまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりについては、「協働のまちづくり地域提案支援事業」が事業開始から16年が経過いたしました。町民の皆様浸透し各地域づくり協議会や行政区をはじめとする多くの団体に活用いただき、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も、実情に沿った事業メニューの検討をしていくとともに、町民の皆様の自主的な活動を支援するため、地域担当職員による情報共有及びサポートを継続し、課題の解決のための地域と行政が協力し合う仕組みを構築してまいります。

行財政の運営については、第7次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の抑制、職員の意識改革等に取り組み、今後、人口減少等により税収をはじめ地方交付税といった財源の増加が見込めない中、限られた財源を最大限まちづくりに活かすため、常に検証・改善・実践を実行してまいります。

以上、令和7年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

私は先人の逞しい開拓精神によって拓かれた我が町が、次代を担う子どもたちへと引き継がれるとき、郷土を愛する心を持ち、生き生きと働き続けられる町であるよう、「皆（みんな）が主役 一人ひとりが大切」の実現に向け、全力で取り組む所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ町政執行方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

令和7年度教育行政執行方針について説明を求めます。

中川教育長。

●中川教育長 1、はじめに。

令和7年第2回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要方針を申し上げます。

人口減少や少子・高齢化、グローバル化の進展と国際情勢の不安定化、格差の固定化と再生産、社会のつながりの希薄化など、現代社会は急速な変化により予測困難な時代を迎えております。本町が将来にわたって持続的に発展し、豊かな地域社会を実現していくためには、地域の発展を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となっております。

町民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わり、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じて充実した生活を送ることができるウェルビーイングの向上を図り、本町の教育目標であります「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざし

て」を実現させるため、次の教育行政を推進してまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

(1) 義務教育9年間で目指す「子ども像」を町内小中学校が共有し、系統性と連続性をもった小中連携教育をさらに深化させてまいります。

学力の向上については、全国学力・学習状況調査結果をもとに成果と課題を明確にし、学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、習熟度別による少人数指導やICTを活用した授業改善等に取り組み、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進し、「主体的・対話的で深い学び」へとつなげてまいります。

教育環境の整備では、1人1台端末の計画的な更新、検定受検料助成事業の活用促進による学習意欲向上のほか、保護者の教育費負担軽減を図るため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金等の支援事業を継続して実施してまいります。

また、今年度は豊頃中学校が開校50周年を迎えるにあたり、記念事業協賛会と連携して記念式典等の実施について支援してまいります。

(2) 本町の豊かな産業や歴史、文化、観光への理解を深め、郷土に対する誇りと愛着心を育むことを目的とした「ふるさと教育」の充実を図ってまいります。

また、道徳教育においては、規範意識や思いやり、生命を尊重する心など、社会性や豊かな人間性を育むため、「子ども報徳訓」の実践に努めながら発達段階に応じた道徳教育をすすめてまいります。

(3) 子どもの体力の向上や運動習慣の改善・定着化については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するとともに、体育専科教員を小学校に配置し、児童生徒への専門的な指導の充実を図るなど、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となる身体（からだ）づくりに取り組んでまいります。

(4) 学習面や生活面において特別な配慮を要する児童生徒には、学級担任の業務を支援する特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごす自立と社会参加を見据えた「インクルーシブ教育」の構築を目指してまいります。

また、特別支援学級の担当教職員や福祉行政担当職員等との情報交換会を定期的開催し、特別支援教育の質の向上を図るとともに切れ目のない支援体制を目指してまいります。

(5) 休日の学校部活動の地域連携・地域移行が求められている「部活動改革」については、昨年度から取り組んでいる実証事業を継続し、その結果をもとに豊頃町部

活動地域移行検討協議会を中心に協議を行い、地域や保護者、関係機関との理解と協力を得ながら、スポーツ少年団活動も考慮しつつ、合同部活動や拠点校方式など近隣町との連携も含め、将来にわたり児童生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう地域移行の方策について検討してまいります。

（６）社会や経済のグローバル化が進み、国際的な立場から持続的な発展を生み出す人材が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、小中学校の英語科授業に外国語指導助手を派遣し、授業補助を積極的に実施いたします。

また、本町と連携協定を締結している東京学芸大学の学生等の受入れや北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上に努めてまいります。

（７）学校給食センターについては、開設以来３０年近く経過しているため計画的な設備改修をすすめておりますが、今年度は食器食缶消毒保管機の更新や厨房床改修工事を実施するなど、設備・食材等の衛生管理を徹底し、子どもたちに安心・安全な給食を提供いたします。

給食費につきましては、近年、物価高騰が続いており食材費にも影響が出ているところですが、材料費の一部を町費で引き続き負担することで給食費を据え置き、保護者の負担を増やすことなく子どもたちに栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように栄養教諭による食育指導を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」なども継続して実施いたします。

３、地域とともにある学校づくりの推進。

児童生徒数の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進める「学校運営協議会」とおし、学校教育目標や学校経営ビジョンを共有し、「こどもまんなか」の理念のもと地域も学校運営や教育活動に積極的に携わり、将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことなく一人ひとりの可能性を引き出す学校づくりを地域とともに推進してまいります。

４、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン。

教職員の働き方改革における重点課題の一つである時間外在校等時間について、ＩＣＴを利用した在校等時間の客観的集計とホームページ等による記録公表を行い、保

護者や地域の理解と協力を得ながら業務の適正化を図ってまいります。

また、校務支援システムを活用した業務改善、ストレスチェックによる心身の健康保持、部活動地域移行の実証事業など、「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」に基づき教師を取り巻く環境整備をすすめ、教師が本来業務に集中し、学校教育の質の維持向上につながるよう取り組んでまいります。

また、小学校に理科専科及び体育専科の教員を配置し、児童生徒への専門的な指導の充実とともに、学級担任の業務負担軽減にもつなげてまいります。

5、健全育成、安全教育の推進。

(1) いじめ防止対策推進法に基づき各学校で策定した「いじめ防止基本方針」により、いじめ未然防止のための啓発活動や児童生徒への定期的なアンケート、教育相談の実施など、積極的な認知による早期発見に努めてまいります。

また、いじめを発見した場合には、校内全体の組織的な対応、関係機関との連携、スクールカウンセラーの積極的活用などにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

また、児童生徒がスマートフォンやSNS等の利用によるトラブルに巻き込まれないよう、教職員によるネットパトロールを実施するほか、児童生徒が被害者や加害者にならないように情報モラル教育に取り組んでまいります。

危険ドラッグ等の薬物乱用や性に関する指導についても家庭と学校、地域が連携して適切な対応を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同安全点検、安全確保対策の実施、交通安全教室の開催等により、地域や家庭・関係機関と連携し、通学路の見守り活動や点検・整備を行います。

また、児童生徒を犯罪から守るため、地域の見守りや情報共有を図るほか、各学校において防犯教室等を実施するなど、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることを目指し、事故防止や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

防災教育や避難訓練を定期的の実施し、児童生徒が自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安心・安全なまちづくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

6、共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進。

本町の社会教育が目指す姿は、第9次豊頃町社会教育中期計画の目標にある「共に学び、共にはぐくむ社会教育の推進」であります。町民の主体的な参加による持続可能な地域づくりに向けて、本町の特色を生かした社会教育を基盤とした「人づくり」

「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すことで本町のまちづくりにつなげてまいります。

（１）少年教育。

幼少期は、保護者や学校、地域社会において多くの人との関わりの中で豊かな人間性や社会性などを身に付ける大切な時期であります。「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などの自然や歴史の特色を生かした体験学習事業を実施し、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を育むとともに、自ら学び、自ら考える力が身に付くよう取り組んでまいります。

また、本に親しむ取組として「第２期豊頃町子どもの読書活動推進計画」に基づき、ブックスタートやセカンドブック事業、家庭と学校での読書活動の推進などをおして読書習慣の定着を図ってまいります。

（２）成人教育。

○青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

○成人一般教育。

人生１００年時代を迎え、より豊かな生き方、暮らし方が求められる中、高度化・多様化する学習活動のニーズに応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高める活動へとつなげてまいります。

○高齢者教育。

誰もが生涯を通じて学び、地域に参画し、豊かな知識・技能・経験を生かせる学習活動の場として、豊寿大学や生涯教室を開設し、高齢者の「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援に引き続き取り組んでまいります。

（３）芸術・文化。

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に、各年齢層に応じた芸術鑑賞会や各種講演会を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充してまいります。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら企画・運営する公演事業に対しての支援などを行うほか、町民文芸誌「河口」の発行などをおして文芸活動を推進してまいります。

本町の文化活動の拠点施設となるえる夢館や図書館については、生涯学習に関する相談や情報提供にきめ細やかに対応し、生涯を通じた学びの機会の充実につなげてまいります。

（４）文化財。

本町に数多くある有形・無形文化財や記念物などの文化財資料の適切な保護・保存・活用や民俗文化財の継承・育成を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動に取り組んでまいります。

また、令和５年度から整備をすすめている二宮報徳館の施設・展示改修については、今年度も継続して実施し、報徳のおしえや二宮尊親翁の功績等の展示資料を充実させるとともに、定期的な開館期間を設ける体制を整備し、牛首別報徳会とも連携をとりながら町内外に向けての情報発信に取り組んでまいります。

（５）社会体育。

年齢・体力に応じたスポーツに親しめる生涯スポーツ活動を推進するため、各種スポーツ教室や出前講座を開催するほか、スポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携した各種スポーツ大会の開催、総合体育館や町民プールなどの各体育施設の維持管理など、多様化するスポーツ活動のニーズに応えるため、幅広い世代が通年で心身の健康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

７、開かれた教育行政の推進。

教育委員会では、施策効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果すよう努めてまいります。

以上、令和７年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、今後も総合教育会議等において町長と意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、生きる力と豊かな心を持った子どもを育てる「学校教育」、譲る心と絆で育み生涯学び続ける「社会教育」、人間性と社会性を培う「家庭教育」を推進してまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 これでは令和７年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第２７号

●中村議長 日程第６ 議案第２７号 令和７年度豊頃町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第27号 令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,612万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億312万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。

14ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費に管理備品購入22万41,000円を追加。

2款総務費1項総務管理費において、1目一般管理費に財務会計システムクラウド移行改修委託料1,000万円、庁舎電話交換機設備更新工事980万円を追加。

7目企画費に公共ポイント等電子システム導入業務委託料417万4,000円を追加。

16ページ、9目電算情報管理費にガバメントクラウドシステム移行改修委託料6,936万3,000円、総合行政情報システム使用料5,476万9,000円、庁内LANシステム端末機1,342万円を追加するなど、計1億7,431万9,000円を追加。

5項統計調査費に国勢調査調査員用参考地図作成業務委託料39万2,000円を追加。

18ページ、3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金1,100万円を追加。5目福祉医療費にマイナンバーカード・受給者証一体化業務委託料370万7,000円を追加するなど、計1,750万2,000円を追加。

20ページ、2項児童福祉費に会計年度任用職員人件費346万1,000円を追加。

4款衛生費1項保健衛生費において、2目保健センター管理費にLED照明改修工事173万8,000円を追加。4目乳幼児等医療費にマイナンバーカード・受給者証一体化業務委託料185万3,000円を追加。5目清掃費にリサイクルストックヤード間仕切り設置工事費280万円を追加するなど、計767万1,000円を追加。

22ページ、2項簡易水道費に簡易水道事業会計補助金100万円を追加。

5款農林水産業費1項農業費に農地利用効率化等支援交付金1,965万円を追加

するなど計１，９７１万６，０００円を追加。

２項畜産業費にみどりの食料システム戦略総合対策事業交付金１，４８５万７，０００円を追加。

３項林業費において、１目林業総務費に、２４ページ、森林計測管理用ドローン購入４８５万円を追加。

２目林道整備費に幹線林道農野牛線ＰＣＢ廃棄物処理対策工事２，２６０万円を追加するなど、計３，７３７万１，０００円を追加。

６款商工費１項商工費において、２目観光費に観光地電子地図作成業務委託料３６２万円を追加するなど、計５９６万９，０００円を追加。

２６ページ、７款土木費２項道路橋梁費において、１目道路橋梁維持費に町道維持補修費９００万円、幌岡第１号支線横断管改修工事７３０万円を追加するなど、計２，７７０万７，０００円を追加。

３項住宅費に町営住宅修繕料２７０万円を追加するなど、計３４０万円を追加。

４項河川費に、２８ページ、泥川補修工事３００万円を追加するなど、計１，０５０万円を追加。

５項施設費に農業施設修繕料１００万円を追加するなど、計１５０万円を追加。

８款消防費１項消防費に消防庁舎改築工事設計委託業務３，４１９万２，０００円を追加するなど、計３，８５９万２，０００円を追加。

９款教育費１項教育総務費に、３０ページ、豊頃中学校開校５０周年記念事業補助金１００万円を追加するなど、計１１５万円を追加。

２項小学校費に豊頃小学校体育館非常口扉改修工事１２７万円を追加。

４項社会教育費において、４目える夢館費にホール暗幕購入１５０万円を追加するなど、計２９０万円を追加。

５項保健体育費において、２目体育施設費に町民プール外部塗装工事５５０万円を追加。

３２ページ、３目学校給食費に給食センター厨房床改修工事６８０万円を追加するなど、計１，６６２万円を追加。

次に歳入につきましては、１０ページをご覧ください。

１款町税１項町民税に４，５００万円を追加。

２項固定資産税に９００万円を追加。

１０款地方交付税１項地方交付税に普通交付税２，５１９万６，０００円を追加。

１４款国庫支出金２項国庫補助金において、１目総務費国庫補助金にデジタル基盤改革支援補助金１，４１６万５，０００円、２目民生費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１，１６０万円を追加するなど、計３，０６５万８，００

0円を追加。

15款道支出金2項道補助金において、1節農業費補助金に農地利用効率化等支援交付金1,965万円を追加。2節畜産業費補助金にみどりの食料システム戦略総合対策事業交付金1,485万7,000円を追加。3節林業費補助金に林道改良事業1,656万9,000円、計5,107万6,000円を追加。

12ページ、3項委託金に国勢調査委託金39万1,000円を追加。

17款寄附金1項寄附金に、ふるさと振興寄附金10万円を追加。

18款繰入金1款繰入金に財政調整基金繰入金1億円、行政情報化推進基金繰入金5,000万円を追加するなど、計1億5,950万円を追加。

21款町債1項町債において、4目農林水産業債に林道農野牛線PCB廃棄物処理促進対策事業1,210万円を追加。6目消防債に消防庁舎整備事業3,300万円を追加するなど、計6,520万円を追加。

次に、第2条、債務負担行為につきましては、4ページ、第2表、債務負担行為をご覧ください。

消防庁舎改築工事設計委託業務について、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1億1,397万2,000円と定めるものであります。

次に、第3条、地方債の補正につきましては、5ページ、第3表、地方債補正をご覧ください。

緊急防災・減災事業の限度額を5,910万円に改め、緊急浚渫推進事業債の限度額870万円、脱炭素化推進事業債の限度額450万円を追加し、過疎対策事業の限度額を3億2,720万円に改め、地方債限度額の総額を5億6,710万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

1款町税。

(質 疑 な し)

●中村議長 10款地方交付税。

(質 疑 な し)

●中村議長 14款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 15款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 12 ページ、17 款寄附金。

(質 疑 な し)

●中村議長 18 款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 21 款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。14 ページをお開きください。

1 款議会費 1 項議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款総務費 1 項総務管理費。

説明第 1 号及び説明第 2 号。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 予算説明書 1 ページをお開きください。

説明第 1 号、庁舎電話交換機設備更新工事の施工について説明いたします。

現在の設備は設置から 17 年が経過し、保守期間が終了したことから、故障の際、庁舎内の電話が使用不能となるため、庁舎の電話交換機を更新することとし、第 2 款総務費に予算を計上いたしました。

1、工事の概要は、工事名、庁舎電話交換機設備更新工事、工事予算額 980 万円、工事内容、電話交換機設備一式、電話機 145 台、電話工事一式の施工を行うものであります。

2、契約の方法は、指名競争入札により行います。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 説明第 2 号、庁内 LAN システム端末機の購入についてご説明申し上げます。

予算説明書 3 ページをお開きください。

現在、庁舎内外で使用しております業務用の庁内 LAN 端末機であるパソコンにつきまして、システムの基本となる OS Windows 10 のサポートが本年 10 月 14 日をもって終了することから、今後のセキュリティーリスク及び最新のソフトウェアに対応していくため、サポート可能な OS を搭載した庁内 LAN システム端末機

を購入することとし、第2款総務費に予算計上したものでございます。

1、事業概要であります、事業名、庁内LANシステム端末機購入事業、事業予算額1,342万円、事業内容、パーソナルコンピュータ61台、仕様はOS:Windows11、事務処理ソフト、初期設定費用を含みます。内訳といたしまして、インターネット系30台、個人番号系31台、更新事業でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札を予定してございますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 4点ご質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、1目一般管理費の総務一般経費でございます。

地方版のナンバープレート交付手数料に29万4,000円を計上しておりますけれども、どのような内容かご説明ください。

2点目ですけれども、7目企画費の企画一般経費のところでございますが、公共ポイント等電子システム導入業務について予算計上されておりますけれども、具体的にどのようなものを行うのか伺います。

3点目ですが、17ページのまちづくり推進費のところでございますけれども、デジタル田園都市総合戦略等計画策定支援業務について予算計上されておりますが、こちらはどのような策定支援業務を行うのか伺います。

最後に4点目ですけれども、同じくまちづくり推進費に、施策・事業紹介デジタルブック作成業務の予算が計上されておりますが、こちらについてはどのような業務を行うのか、詳細の説明をお願いいたします。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 まず地方版ナンバープレートについてご答弁申し上げます。

当初予算におきまして、福祉バス1台、総務課と企画課のワゴン車2台に設置させていただきました。

今回は、主に公共交通で使っておりますスクールバス、患者輸送車、コミュニティバス、担い手バス、図書館バスなど、13台に地方版ナンバープレートを設置する予算を計上しております。

以上でございます。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 ご答弁申し上げます。

まず、公共ポイント等電子システム導入業務についてでございます。

公共ポイント制度につきましては、協働のまちづくりを推進するために、地域の貢

献活動ですとか団体活動に参加していただいて、町民活動の支援ということで、平成29年度からスタートしている事業でございます。

ポイントの対象となるのは、町内の事業者が行うイベントでしたり、福祉団体が行う事業や町のイベントに参加した場合、それぞれの事業に応じたポイントがもらえる制度でございまして、500ポイントに達すると町の商工会が発行する商品券と交換する仕組みとなっております。

このたびの補正につきましては、現在使用しているポイントを付与するための端末機の製造が既に終了し、サポートも2年前に終了してございます。

機器の不具合に今後対応ができないということから、これまでポイントをためるだけに使用してきた磁気記録式のカードを廃止し、スマートフォンのアプリ等でアクセスと管理が可能にできるよう仕組みを構築し、電子的なポイントサービスへ向けたデジタル化を図るための費用でございます。

続きまして、デジタル田園都市総合戦略等計画策定支援の委託業務の内容でございます。

第5次豊頃町まちづくり総合計画の基本計画が令和3年度から令和12年度までの、現在10年間となっております。その方針に基づきまして、実行していくための実施計画の前期計画というのが、令和7年度をもって5か年を経過し、期間満了を迎えることになっておりまして、後期計画としての令和8年度からの5か年にかかる実施計画を今年度策定する必要があります。

また、第2期豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、令和7年度をもって計画5か年の期間満了を迎えるため、令和8年度からの新たな5か年計画といたしまして、国の法治に基づき、計画の名称等を変更して、これまでの計画の後継となるデジタル田園都市総合戦略等計画として再構築する必要があります。

今後、この二つの計画の策定に向けまして、町内各課連携しながら事務を進めていくこととなりますが、限られた期間の中で適正な計画の策定を実施するため、国や道の方針との整合性、そして計画の体系の検討など、全体的な支援を受けながら、全体構成の策定に向けた支援業務の費用といたしまして計上してございます。

続きまして、施策・事業紹介デジタルブック作成業務の内容でございます。

本補正予算につきましては、令和2年4月に発行しました本町の子育てから福祉、そして日常生活や教育、観光といったライフステージに合わせた制度の説明を記載した冊子であります「とよころ取扱説明書」というのを発行してございます。

その発行から5年を経過したことから、このたびデジタル冊子として内容等を刷新するため、予算計上をいたしました。

これまでは1冊30ページほどの紙媒体での冊子で作成し、配布しておりました

が、今後デジタル化ということで、内容等に変更があった場合、担当課においても速やかに内容を更新や修正することが可能となり、また常に最新の情報を提供することが可能となります。

また、デジタル冊子へのリンクを町のホームページや町公式LINE、そして広報紙や二次元コードをあちらこちらに設置するなど、町民の方が手軽にいつでも閲覧でき、最新の情報で、かつ必要な部分のみ保存や印刷することが可能となり、利便性が非常に高まるものと考え、今回、補正予算を計上いたしました。

以上でございます。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 いただいた回答で再質問させていただきたいのですが、まず地方版ナンバープレートのところですけども、台数が増えたということで、今後、ほかの公用車につけていく予定はあるのか、それとも、入れ替えどきに十勝ナンバーにしないといけないと思うので、順次更新していくような形になるのかを伺います。

また、もう1点ですけども、先ほどの施策・事業紹介デジタルブックは、今後、デジタルのみで運用していくというお話がありましたけれども、こちらは、担当課では紙等での発行をせずに、基本的には利用者が必要なものを印刷するのであれば、印刷するような形で出すのかということについて伺います。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 ご答弁いたします。

地方版ナンバープレートにつきましては、現在のところ、外に出て頻繁に走る車を想定いたしまして、当初予算と今回の補正予算に計上させていただきました。

ほかの公用車はどちらかというと現場に行くとか、町内での走行ということなどで、今のところは考えておりません。

以上でございます。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 ご答弁申し上げます。

デジタルブックの配布につきまして、今回、デジタル化に伴い、これまで同様の完全版の紙媒体の冊子を配布する予定はございませんが、デジタル機器を使うことが難しい方には、言っていただければ、紙で必要な部分だけの情報提供も可能ですし、また、今年度始まりました地域担当職員にご相談いただいても、当然、より詳しい制度の説明ですとか資料の配布などにより対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質問はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

5 項統計調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 18 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 18 ページの 2 目長寿社会振興費のところですけども、生きがい対策事業費でくらしのお助けサポート事業補助金が今回計上されておりますが、こちらはどのような内容の事業補助金か、ご説明をお願いいたします。

●中村議長 鎬木福祉課長。

●鎬木福祉課長 私からご答弁申し上げます。

くらしのお助けサポート事業補助金でございますが、これは町の地域福祉計画そして社会福祉協議会の地域福祉実践計画にも掲載している事業でございます。

内容につきましては、高齢者等が日常生活の中で「ちょっと困ったな」ということをボランティアのお手伝いによって解決を図っていく事業でございます。30 分程度でできるような日常生活上の困り事をお手伝いしていくということでございまして、助けてほしいと思っている利用者が 30 分 300 円のチケットを購入してボランティアを依頼し、ボランティアサポーターはそのチケットを 500 円分の商品券と交換するという流れでございます。その差額代を町で補助していくということでございます。

今回、計上させていただいている 20 万円につきましては、そのチケット代の差額分、そして郵券代やボランティアの損害保険、事務費などです。また、今年度につきましては、事業が始まったばかりということで、無料のお試し券を 70 歳以上の高齢者に配ることなどを考えております。これらの費用につきまして、20 万円の補助金を計上しているものでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

20 ページ、2 項児童福祉費。

●中村議長 4 款衛生費 1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款農林水産業費 1 項農業費。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 2 目農業総務費の農業振興事業費についてです。

農地利用効率化等支援交付金が予算計上されておりますけれども、今年度から新しく計上された交付金かと思いますが、どのような内容の交付金か伺います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 ご答弁申し上げます。

今回、予算計上させていただきました農地利用効率化等支援交付金でございますが、本町では今年度初めて取り組む事業でございます。

国では令和4年度から本事業に取り組んでおりまして、事業の目的としましては、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用の機械と施設の導入を支援する事業でございます。

本事業の交付を受けるに当たりまして、令和7年度実施分でいいますと、令和6年度の経営面積を基準として、目標年である令和9年度までに、基準年の経営面積の3割以上の拡大あるいは4ヘクタール以上の拡大が目標となっております。

令和7年度につきましては、本年2月10日付で全農家に周知したところ、3農家から申請があり、今回、予算計上させていただいております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

2 項畜産業費、説明第3号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書5ページをご覧ください。

説明第3号、みどりの食料システム戦略総合対策事業交付金の施行についてご説明いたします。

令和7年度において、環境負荷の少ない営農体系を構築するため、みどりの食料システム戦略総合対策事業交付金を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上いたしました。

事業概要についてご説明いたします。

対図番号1ページ、事業名はみどりの食料システム戦略総合対策事業交付金であります。全体事業費2,972万3,000円、事業予算額1,485万7,000円。事業の内容につきましては、基本施設整備でバイオガスプラントの設置、排泄物処理量1日当たり108トン、発電量は1日あたり9,146キロワットアワー、継続事業であります。

事業の概要につきましては以上であります。

なお、みどりの食料システム戦略総合対策事業交付金の施行位置図につきましては、裏面 6 ページをご参照ください。

事業主体は株式会社 J リードであります。

説明は以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に進みます。

3 項林業費、説明第 4 号。

齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 予算説明書 7 ページをご覧ください。

説明第 4 号、幹線林道農野牛線 P C B 廃棄物処理対策工事の施工についてご説明いたします。

令和 7 年度において、林道の橋梁に人体への有害性がある P C B が含まれている塗料が使用されていることから、P C B が人の健康や環境に与える影響を考慮し、橋桁の塗膜を剥離し新たに塗り換えることにより、林道の橋梁を適切に管理するため、幹線林道農野牛線 P C B 廃棄物処理対策工事を施工することとし、第 5 款農林水産業費に予算計上いたしました。

工事概要についてご説明いたします。

対図番号 1 ページ、工事名、幹線林道農野牛線 P C B 廃棄物処理対策工事でございます。工事予算額 2, 2 6 0 万円。本工事は令和 6 年度に測量を行い、今年度工事を実施するものであります。工事内容は、橋梁塗装塗替工、林興橋 1 橋の継続事業であります。

工事の概要につきましては以上であります。

なお、施工位置図につきましては、裏面 8 ページをご参照ください。

また、契約の方法は指名競争入札であります。

説明は以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 1 点ご質問いたします。

2 5 ページの 2 目林道整備費の林道開設事業費のところで、幹線林道農野牛線 P C B 廃棄物処理対策工事についてですけれども、低濃度の P C B 廃棄物の処理期限が令和 9 年 3 月までとなっております。

本工事はそれに対する工事かと思えますけれども、町内の公共物においてほかに処理が必要なものはないのか、もうこれだけなのかというところと、またもう1点ですが、処理期限が2年を切っている中、一般家庭や事業所等にも低濃度P C B廃棄物がある可能性も考えられることから、その処分について町民への周知が必要だと思いますが、今後の対応について伺います。

●中村議長 加藤住民課長。

●加藤住民課長 低濃度P C Bの廃棄物につきまして、私から回答いたします。

公共施設のほか、町道の橋梁等の塗料などにおきまして、現状、低濃度P C Bに汚染されたものはないものと認識しておりますが、令和9年3月が処理期限となっておりますことから、町内事業所などで現在使用している電気室、キュービクル、倉庫などに保管されている電気機器などの点検、確認の必要性を周知する必要があると感じております。

また、一般家庭用の蛍光灯器具についても、P C Bは使用されていないとされているものの、古くからある倉庫や物置等に放置されている可能性は否定できないことから、令和9年3月の処分期限に間に合うよう、町内に周知、広報していく必要があると感じております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5 番藤田議員。

●藤田議員 備品購入費でお伺いします。

森林計測管理用ドローンのことですが、どのような仕様で、どのような活用を考えているのかお聞きしたいと思います。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 ご答弁申し上げます。

今回購入するドローンですが、レーザードローンを購入する予定で、レーザ光線を地表に当てることによって、点群解析の処理が可能なものとなっています。そういった機能を活用して、樹高や地形、急傾斜地の図化やオルソ画像を作成し、今後の森林整備に活用する予定でございます。

また、それとは別に赤外線サーマルカメラを購入する予定です。付属のレーザーカメラからサーマルカメラに取り替えることによって、地表の温度等を検出することができまして、林野火災への対応や人の搜索、有害鳥獣の動態追跡や捕獲対策などに使う予定でございます。

そういった機能がありますので、林政以外においても路網整備の効率化や土砂災害のときにも活用できる予定でございます。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 いろいろな計測ができるということで、高精度なものが用意されるかと思えますけれども、その費用対効果といいますか、新たに導入するということは、今までどのような形で計測などを行っていたのかということと、それから赤外線カメラをつけて、シカなどを把握するということですが、今、シカ対策が余計騒がれているので、どのような形で活用して、シカの駆除に結びつけるのか、お聞きしたいと思えます。

●中村議長 齋藤産業課長。

●齋藤産業課長 ご答弁申し上げます。

これまでは、職員自ら山林に入って計測するような形でした。今後は、そういった時間も少し省けるようになりますので、効率的にできるようになると思っています。

さらに、猟友会ではチームを組んで有害鳥獣を捕獲するのですが、このカメラを使うことによって、ある程度場所などを把握できますので、待機するハンターと獲物の位置情報を共有するといったことなどに使えるのかなと思います。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 午後 1 時まで昼食のため休憩いたします。

午前 12 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

補正予算書 24 ページ、6 款商工費 1 項商工費。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 2 点ご質問がございます。

1 目商工総務費の物産直売所管理費でございますけれども、あずまや移設工事について、当初予算のほぼ倍額を補正予算として計上しておりますが、この増額理由について伺います。

2 点目ですけれども、2 目観光費、観光振興費にあります観光地電子地図作成業務についてですが、これは町内の特定エリアの地図作成業務なのか、それとも町全体を対象にしたものなのか伺います。また、この公開媒体は町ホームページや観光協会等、こういった形で公開を想定しているのか伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 ご答弁申し上げます。

最初にあずまやの移設工事でございます。

あずまや移設工事につきましては、当初予算におきまして物産直売所の敷地内にある休憩所用のあずまやが、老朽化等により屋根の破損、支柱の塗装剥離など、景観や使用に耐え得るものではないということで、当初予算で計上したところでございます。

今回の補正予算につきましては、あずまや本体を支えている基礎コンクリートの内部鉄筋が腐食しまして、コンクリート部のひび割れ、また、基礎部分が大幅に損壊していることが確認されたことから、移設後、新たなあずまやを支える基礎として再利用できる状態ではないことが確認されました。

そのことに伴い、当初の手法と予算では対応できないと判断いたしまして、利用者の方に長く安全に使っていただけるよう、木造の新たなあずまやを設置することとし、今回、必要な予算を改めて計上したものでございます。

続きまして、観光地電子地図作成業務でございます。

本補正予算につきましては、町内の観光地やグルメ、イベントなど、まちをPRするための情報発信につきまして、これまで観光パンフレットとして紙媒体の冊子で増刷等をして対応していたところですが、今後、町内全体をイラストマップ化してデジタル化し、それぞれの店舗や観光地、観光スポット、イベントなど観光に関するあらゆる情報をマップ上に落としまして、デジタル上で管理することで、今はスマホを持っていればどこでも行ける時代でございますので、自分がいる場所から店舗やトイレの位置、イベントのやっている場所や詳細など、現地で役立つ情報を瞬時に検索することが可能になり、また外国語にも対応した形で、利用者が手軽に情報収集することができる仕組みを構築するため、基本となる町内全体のデジタルイラストマップの作成や、そのシステム利用等についてかかる予算を今回計上させていただきました。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 公開媒体のところがちょっとよく分からなかったのですが、スマホを使ってユーザーがアクセスするということは理解できたのですが、要はアクセスするに当たってどこにアクセスしてそのデジタルマップを見るのか、ご説明をお願いいたします。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 ご答弁申し上げます。

こちらのイラストマップ等の情報は全てクラウド上で管理いたしまして、スマホなどを用いてインターネットで繋げる方法や、また観光地等に設置した二次元コード等を読み込んで繋げるという形を想定していますので、あくまでもホームページに掲載

するのではなく、クラウド上の電子媒体として使うことを想定しております。

以上です。

●中村議長 他に質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

26 ページ。7 款土木費 2 項道路橋梁費。説明第 5 号。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 予算説明書 9 ページをご覧ください。

説明第 5 号、幌岡第 1 号支線横断管改修工事の施工について、ご説明いたします。

令和 7 年度において、次のとおり幌岡第 1 号支線横断管改修工事を施工することとし、第 7 款土木費に計上いたしました。

1、工事概要。

対図番号 1 ページ、工事名、幌岡第 1 号支線横断管改修工事、工事予算額 7 3 0 万円、工事内容、横断管改修、直径 9 0 0 ミリメートル、延長 2 8 メートル、新規事業であります。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項河川費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●中村議長 8 款消防費 1 項消防費。

(質 疑 な し)

●中村議長 9 款教育費 1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 5項保健体育費。説明第6号及び第7号。

森教育課長。

- 森教育課長 説明第6号、町民プール外部塗装工事の施工について、ご説明いたします。

予算説明書11ページをお開きください。

本件につきましては、平成24年に建設されました豊頃町民プールの外壁につきまして、木製の縦枠の塗装が経年劣化により剥がれ落ち、下地が露出している箇所があることから、耐久性を向上させるため、塗装工事を実施することとし、第9款教育費に計上したものであります。

工事概要ですが、工事名、町民プール外部塗装工事。工事予算額550万円。工事内容につきましては、木材保護塗装632平方メートル。新規事業であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

続きまして、説明第7号、学校給食センター厨房床改修工事の施工について、ご説明いたします。

予算説明書13ページをお開きください。

本件につきましては、学校給食センター厨房内の主にシステム食洗器の床下塗装面が経年劣化により剥離しており、衛生面上からも改修する必要があることから、塗装工事を実施することとし、第9款教育費に計上したものでございます。

工事概要につきましては、工事名、学校給食センター厨房床改修工事。工事予算額680万円。工事内容につきましては、既存床の研削、水系硬質ウレタン樹脂塗布、いずれも50平方メートル。新規事業であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に4ページ、第2表、債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

次に５ページ、第３表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号は、議案のとおり可決されました。

◎ 議案第２８号

●中村議長 日程第７ 議案第２８号 令和７年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 議案第２８号 令和７年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書３７ページをご覧ください。

第１条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８８１万４，０００円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書より歳出からご説明いたします。

４６ページをお開き願います。

３款地域支援事業費３項包括的支援事業・任意事業費に地域包括支援センター対応システム改修１２９万円を追加するなど、計１３９万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては４４ページをご覧ください。

７款繰入金１項他会計繰入金に地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）に１３９万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

44ページをお開きください。

7款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

46ページをお開きください。

3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●中村議長 日程第8 議案第29号 令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 議案第29号 令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書49ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ910万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,921万2,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書より歳出からご説明いたします。

58ページをお開き願います。

2款歯科診療所費1項歯科診療所費において、1目歯科診療所管理費にX線撮影装置910万円を追加。

次に、歳入につきましては、56ページをご覧ください。

2款繰入金1項他会計繰入金に歯科診療所管理費10万円を追加。

5款町債1項町債に医療機器整備事業900万円を追加するものであります

次に、第2条、地方債につきましては、52ページをご覧ください。

第2表、地方債につきましては、医療機器整備事業について、地方債の限度額を900万円と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

2款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。58ページをお開きください。

2款歯科診療所費。説明第8号。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 予算説明書15ページをご覧ください。

説明第8号、豊頃町歯科診療所X線撮影装置の購入についてご説明いたします。

本予算案は、現在、豊頃町歯科診療所の診断、治療に用いられておりますX線撮影装置につきまして、この装置はこれまでもその都度修繕を重ねて使用しておりますが、既にメーカーで部品の保有期間を過ぎております。

今後、故障による診療の中断で、診療に支障を来すことも考えられることから、安心安全な医療体制を確保し、適切な診断体制の維持を通して、町民の皆様の口腔の健康保持と予防歯科の推進の取組を進めていくために更新するものといたしまして、医

療施設特別会計第2款歯科診療所費に計上したものであります。

事業概要につきましては、事業名、豊頃町歯科診療所X線撮影装置購入事業、事業予算額910万円。事業内容につきましては、豊頃町歯科診療所X線撮影装置1台購入であります。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、52ページ、第2表、地方債について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、議案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号

●中村議長 日程第9 議案第30号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 別冊の簡易水道事業会計補正予算書1ページをご覧ください。

議案第30号 令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、4ページ、5ページをご覧ください。

5ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、5目総係費にスマートメーターシステム導入5,300万円を追加。

次に、4ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益に国庫補助金2,600万円を追加するなど、計2,700万円を追加。

1ページに戻りまして、第2条、令和7年度豊頃町簡易水道事業会計予算第3条本文なお書きを「なお、営業費用中総係費委託料のうち公営企業会計支援3,700千円及びスマートメーターシステム導入53,000千円の財源にあてるため、企業債29,600千円を借り入れる。」に改めます。

第3条、企業債の限度額1億60万円を1億2,660万円に改め、定めるものがあります。

2ページに移りまして、第4条、他会計からの補助金を6,694万8,000円に改めます。

なお、今回の補正により、7ページから11ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、注記Ⅱの項目にあります金額が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。令和7年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

4ページをお開きください。

1款簡易水道事業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

5ページをお開きください。

1款簡易水道事業費用。説明第9号。

山崎施設課長。

●山崎施設課長 予算説明書17ページをご覧ください。

説明第9号、水道スマートメーターシステム導入についてご説明いたします。

本事業は、国が進める水道DXの促進を受け、デジタル技術を活用した水道スマートメーターの導入を実施するもので、デジタル庁の交付金を活用した事業です。

水道スマートメーターは、検針員が現地で行う検針に代わり、データ通信端末を検針メーターに取り付け、無線通信回線を通じて水道使用量を自動検針する仕組みであり、天候等に左右されない検針の実施、宅内漏水の早期発見のほか、リアルタイムでデータ収集ができ、データの見える化により水道管理にとって様々な効果が期待できます。

また、WEB料金システムの構築により、町民等は毎月の検針結果や料金をパソコンやスマートフォンで確認できるほか、毎日の水道使用量を確認することも可能となり、節水効果も期待されるところであります。

なお、スマートメーターの運用開始は、令和8年4月を予定しています。

以上により、水道スマートメーターシステムを導入することとし、簡易水道事業会計第3条予算第1款簡易水道事業費用に計上したものであります。

1、事業概要は、事業名、水道スマートメーターシステム導入事業。事業予算額5,300万円。事業内容、無線通信端末（水道スマートメーター）設置1,800台、自動検針システム構築、WEB料金システム構築。新規事業であります。

2、契約の方法は、随意契約（公募型プロポーザル方式による選定）により行います。

説明は以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

小笠原議員。

●小笠原議員 2点ご質問させていただきます。

今の説明で事業内容については理解しましたがけれども、まず1点目ですけれども、スマートメーターを1,800台設置すると記載されておりますけれども、町内の現在設置されているメーター数がこの数で、全てにスマートメーターを設置するのか、それとも今回は一部のメーターにスマートメーターを設置するのか。また、その場合は町内全体の水道メーターのうち、およそどれぐらいの割合でスマートメーターが設置されるのか伺います。

2点目ですけれども、今回、自動検針システム、WEB料金システムが構築されて、次年度より本格稼働されるという説明がありましたけれども、これで基本的に現地での検針業務ですとか、使用量の伝票が不要になると思うのですが、その一方、これらシステムの運用保守の料金が、実際、次年度ランニングコストとしてかかってくると思うのですがけれども、これについては、導入することでこれまでの水道検針や伝票の発行業務等の費用がトータルのコストとして下がると考えてよろしいか伺います。

●中村議長 山崎施設課長

●山崎施設課長 答弁いたします。

既存のメーター数のうち何台スマートメーターが設置されるかというご質問でありました。

令和6年度の毎月の検針件数、各月の最大が1,810台でありました。このうち通信困難な台数が10台から20台程度と見込んでおりますので、既存メーターの約99パーセントにおいて設置される見込みであります。

また、2つ目のランニングコストにつきましては、これから設置業者がプロポーザルにより決まるわけですが、そちらの設置端末といいますか、事業者によってコスト等も若干変わる部分はあると思いますが、当初導入費用等を考えますと、その分の費用は増加になりますが、今後、少子高齢化等を見据えた検針員の人員確保、また水道料金見える化により皆さんの節水に対する認識の変化など、水道事業の全体を通すと費用は圧縮されるものと考えております。

以上であります。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今の説明で費用対効果については理解しました。

先ほどの説明で、スマートメーターを導入する場合に、通信困難なメーターがおおよそ10から20台想定されるというお話がありましたけれども、この通信困難な水道メーターに関しては、従来どおり現地での検針になると考えてよろしいでしょうか。

●中村議長 山崎施設課長。

●山崎施設課長 答弁いたします。

通信困難なメーターにつきましては、引き続き検針員に検針業務を委託することを予定しております。

以上であります。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に1ページに戻っていただきます。

第3条、企業債及び2ページの第4条、他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

●中村議長 日程第10 議案第31号 豊頃町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案第31号 豊頃町課設置条例の一部改正について説明申し上げます。

本町の課の設置につきましては、行政改革大綱に基づいて事務事業の見直しや経費節減、職員の資質向上、意識改革など、組織の機構を整備しながら随時必要に応じた見直しを行ってまいりました。

本案は、役場の組織機構について協働のまちづくりをさらに進め、即応性のある組織とすること、加えて、職員の年齢構成が大きく変化していることから、機構の再編、庁舎内業務配置見直しを行い、行政サービスの一層の向上を図るものであります。

第1条は、課の設置規定で総務課を総務政策課に改め、企画課を削るものです。

議案説明書1ページ、説明第1号をご覧ください。

課の配置につきまして、左の表、現行の町長部局において、6課から右の表のように5課の体制とするものであります。

第2条は、各課の分掌事務であり、議案説明書2ページからご覧願います。

現在の企画課分掌事務について、まちづくり推進系の事務を総務政策課へ移行し、広報情報係事務を住民課へ、商工観光係事務を産業課へそれぞれ移行いたします。

また、福祉課分掌事務について、町民の皆様により分かりやすいものとするため、今後、分掌事務の名称改定を予定しています。

附則として、この条例は令和7年7月1日から施行するものあります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番大谷友則議員

●大谷議員 7 番大谷です。

豊頃課設置条例の一部改正についてですが、このことは基本的には機構改革でありますから、町長のお考えを関連で質問させていただきたいと思います。

町民のための機構改革だと思っておりますが、人口減少、少子高齢化、格差社会が進行中の中、2 期目の当初に当たり、機構改革に町長はどのような思いを込められているのか伺いたします。

職員と町長の思いを知った上で働くことは、町民の接し方も変わってくると思いますので、伺いたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 ご質問にお答えいたします。

今回の機構改革、課の設置条例の一部改正ということでございますけれども、先ほど副町長からお話がありましてとおり、事務事業の効率化と、そして職員の年齢構成が非常にいびつになってきている中、いろいろなところに配置しようとしても人事も大変難しいというところでございます。

それと、一番の狙いはやはり即応性を持った形にしたいということでございます。企画課をそれぞれの課に統合することにしてございますが、やはり私の意思が一番伝わりやすいような形を考えたのが第一でございます。

今度出来ます総務政策課にまちづくりの機能、政策推進係を持っていくという意図は、近いところで今後の私の考えをしっかりと実現してくれる係を置くためです。

また、広報に関しては、やはり住民に接する場面が多いということもございますから、そういった意味では住民課で対応する。

商工観光については、産業に係る事業を全般に行っている産業課でトータルで考えていくという形をとらせていただきました。

いずれにしましても、今までできていなかったのかと言うと、そういうことではなく、より効率的に、職員が少ないながらも、また若返りながらも、効率的な動き方ができるという狙いを持って、今回、課設置条例の一部改正を提案させていただきました。

以上でございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決しました。

◎ 議案第 3 2 号

●中村議長 日程第 1 1 議案第 3 2 号 豊頃町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長

●熊谷総務課長 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 3 2 号 豊頃町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、先ほど議決いただきました豊頃町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係条例について必要な改正を行うこととして定めるものであります。

条例制定の主な内容について説明いたします。

第 1 条、豊頃町空家等対策の推進に関する条例の一部改正では、第 6 条第 3 項第 2 号において、「総務課長、住民課長、企画課長」を「総務政策課長、住民課長」に改め、第 2 条、豊頃町情報公開条例の一部改正では、第 2 6 条において「企画課」を「住民課」に改め、第 3 条、豊頃町個人情報保護審査会条例の一部改正では、第 6 条において「企画課」を「住民課」に改め、第 4 条、豊頃町行政不服審査会設置条例の一部改正では、第 6 条において「総務課」を「総務政策課」に改めるものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を令和 7 年 7 月 1 日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 3 号

- 中村議長 日程第 1 2 議案第 3 3 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 3 3 号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

このたび、林業生産基盤整備道二宮線開設工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、林業生産基盤整備道二宮線開設工事。

2、契約の方法、指名競争入札であり、5 月 2 1 日に執行しています。

3、契約の金額、5, 0 8 2 万円、内消費税等相当額 4 6 2 万円。

4、契約の相手方、豊頃町茂岩末広町 1 9 9 番地 3、有限会社協立機興代表取締役、山保崇。

なお、工期につきましては、契約日から令和 7 年 1 2 月 1 0 日までとなっております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 4 号

●中村議長 日程第 1 3 議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 3 4 号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

このたび、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事（地盤改良）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事（地盤改良）。

2、契約の方法、指名競争入札であり、5 月 2 1 日に執行しております。

3、契約の金額、2 億 5, 7 8 4 万円、内消費税等相当額 2, 3 4 4 万円。

4、契約の相手方、萩原・中島特定建設工事共同企業体。代表者、帯広市東 7 条南 8 丁目 2 番地、萩原建設工業株式会社代表取締役社長、萩原一利。構成員、豊頃町農野牛 2 4 番地、中島興業株式会社代表取締役、中島正浩。

なお、工期につきましては、契約日から令和 7 年 1 2 月 1 7 日までとなっております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 5 号

●中村議長 日程第 1 4 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 3 5 号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

このたび、湧洞地区配水管布設替工事（その 1）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名、湧洞地区配水管布設替工事（その 1）。

2、契約の方法、指名競争入札であり、5 月 2 1 日に執行しています。

3、契約の金額、6, 0 2 8 万円、内消費税等相当額 5 4 8 万円。

4、契約の相手方、豊頃町茂岩新和町 1 0 3 番地、門工業株式会社代表取締役、澁佐圭。

なお、工期につきましては、契約日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日までとなっております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 6 号

- 中村議長 日程第 1 5 議案第 3 6 号 物品の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

- 熊谷総務課長 議案書 1 1 ページをご覧ください。

議案第 3 6 号 物品の取得についてご説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格が 7 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、取得する物品名及び数量、除雪専用車 1 台。

2、取得の目的、町内の除雪体制の強化。

3、契約の金額、7, 6 4 5 万円、内消費税等相当額 6 9 5 万円。

4、契約の方法、指名競争入札であり、5 月 2 1 日に執行しています。

5、契約の相手方、帯広市西 1 9 条北 1 丁目 7 番 6 号、東北海道日野自動車株式会社帯広市店取締役支店長、井上達哉。

なお、納入期限は令和 8 年 2 月 2 5 日までとなっております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 １時４７分 休憩

午後 １時４９分 再開

●中村議長 再開します。

◎ 同意案第３号

●中村議長 日程第１６ 同意案第３号 豊頃町副町長の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書１３ページをお開きください。

同意案第３号 豊頃町副町長の選任についてご説明申し上げます。

本案は、現職であります菅原裕一副町長が６月１９日をもって任期満了となることから、後任に次の者を豊頃町副町長に選任いたしたく、地方自治法第１６２条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩末広町１１７番地。

氏名は、山田良則氏であります。

任期は、令和７年６月２０日から令和１１年６月１９日までであります。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから同意案第3号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場の出入口を閉鎖)

●中村議長 ただいまの出席議員は8名です。

なお、本同意案は一般議事であるため、議長を除く7名による投票となります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番小笠原玄記議員、2番後藤孝夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

●中村議長 念のため申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない票及び賛否が明らかでない票については、会議規則第84条の規定によって反対とみなす取扱いといたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

●中村議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

●中村議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号と名前を読み上げますので、投票記載所において、投票用紙に賛成、反対を記載の上、順番に投票を願います。

1 番小笠原玄記議員。

2 番後藤孝夫議員。

3 番岩井明議員。

5 番藤田博規議員。

6 番大崎英樹議員。

7 番大谷友則議員。

8 番坂口尚示議員。

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

●中村議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

小笠原玄記議員、後藤孝夫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

(小笠原玄記議員及び後藤孝夫議員が開票の立ち会いを行う)

(開 票)

●中村議長 投票の結果を報告します。

投票総数 7 票。有効投票 7 票。無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 7 票、反対 0 票。

以上のとおり賛成票が多数です。

したがって、同意案第 3 号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口を開錠)

◎ 請願の委員会付託

●中村議長 日程第 17 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

●山田議会事務局長 請願文書表。

受理番号、2。

受理年月日、令和 7 年 5 月 26 日。

件名、国内の農業を犠牲としないことを求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町 12 番地、豊頃町農政協議会執行委員長、高木寿一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原玄記議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 陳情の委員会付託

●中村議長 日程第 18 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

山田事務局長。

●山田議会事務局長 陳情文書表。

受理番号、３。

受理年月日、令和７年５月１３日。

件名、地方財政の充実・強化に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町１２５番地、連合北海道豊頃地区連合会会長、長谷川雄介。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、４。

受理年月日、令和７年５月１３日。

件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町１２５番地、連合北海道豊頃地区連合会会長、長谷川雄介。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号、５。

受理年月日、令和７年５月１３日。

件名、２０２５年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町１２５番地、連合北海道豊頃地区連合会会長、長谷川雄介。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第１９ 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、明日６月４日を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日６月４日を休会することに決定しました。

◎ 副町長選任あいさつ

●中村議長 次に、先ほど副町長に選任同意されました山田議会事務局長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

●山田議会事務局長 議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつをさせていただきます。

このたび副町長選任同意案件につきまして、ご同意賜りましたことを心から感謝申し上げます。身に余る光栄であるとともに、6月20日付で副町長を拝命いたしますその職責の重さを今深く認識し、身の引き締まる思いであります。

豊頃町は、他の地方公共団体と同様に、様々な課題に直面しており、特に人口減少に歯止めがかからない状況となっておりますが、「皆が主役 一人ひとりが大切」を第一としたまちづくりを目指している按田町長の指導の下、私がこれまで培ってきた42年間の行政経験を活かし、町職員とともに知恵を出し合いながら、豊頃町の未来が明るいものとなるよう微力ではありますが、私も菅原副町長をはじめ、歴代の副町長、助役のように、誠心誠意、全力で取り組む覚悟でございます。

私は浅学非才で未熟者でございますので、町民の皆様をはじめ、議員各位のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

(拍手)

◎ 散会宣言

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時09分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員